

答申第38号

答 申

1 審査会の結論

平成26年12月3日付けで異議申立人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成26年12月16日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

- (1) 異議申立人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成26年12月3日付けで「津市河芸町地内の市道の路肩補強工事で、施工を請負った〇〇建設が、旧構造物のRC杭を引抜かず埋殺しにした事について、コンサルタントの設計成果と工事請負契約と実施状況の分る全ての文書」について本件開示請求を行った。
- (2) 本件開示請求に対応する公文書として、実施機関は「平成26年度北道維第5号 河芸町中瀬ほか2町地内道路修繕工事 工事請負契約書及び設計書」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 実施機関は、平成26年12月16日付けで開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
 - ア 開示しない部分
建設廃棄物受入れ施設名
 - イ 開示しない理由
条例第7条第3号に該当するため。
- (4) 異議申立人は、平成27年1月23日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

公共工事の価格算定根拠とした特定事業者の見積価格について、非公開とする事は、公契約の公開原則に反し、市場価格の公正さを検証する上でも障

害となり、許されない。

4 実施機関の不開示理由説明

津市で発注する公共工事については、三重県が制定している設計単価表を利用し積算しており、その設計書には、積算時に設定した建設廃棄物受入れ施設名及び建設廃棄物受入れ料金が記載されている。開示請求に係る建設廃棄物受入れ施設名の情報については、施設を限定した料金設定となるため、法人情報に該当し、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することになり、条例第7条第3号に該当するものとするため、部分開示決定を行った。

なお、建設廃棄物受入れ料金は、設計内訳書の前後から類推できるため、建設廃棄物受入れ施設名を非開示とした。

5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち不開示とした「建設廃棄物受入れ施設名」の部分について争っている。

このことから、以下、本件処分の条例第7条第3号の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

条例第7条第3号は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な権利を害すると認められる情報を不開示とするものである。

(1) 異議申立人による口頭の意見陳述の内容

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定に基づき、異議申立人による口頭の意見陳述を聴した。

異議申立人によれば、公契約に係る積算基礎となる価格は公開すべきであり、特定の企業、しかも公共事業によって利益を得る事業者の企業情報を、企業情報だからと言って特別扱いすることは考えられない。また、三重県においても、産業廃棄物処理業者の企業情報については、かつては非開示としていたが、現在は開示請求すれば公開している。

企業情報がすべて企業の秘密に当たるものなのかどうか、何が企業情報で秘匿すべきなのかという根拠が明らかでない状態の中で、なぜ非開示に

したのかが定かでない。公契約は公開が原則であるという点が重要である。

予定価格を算定するための基礎的な積算資料の中に、どこを採用しよう
と本来はオープンにして当然だ、と主張する。

(2) 実施機関による口頭の意見陳述の内容

一方、当審査会は、実施機関から提出のあった資料を見分した上で、実施機関による口頭の意見陳述を聴した。

実施機関によれば、津市で発注する公共工事については、三重県が制定している設計単価表を利用して積算しており、今回問題となっている建設廃棄物受入れ施設名については、唯一この設計単価表の中で、施設名と料金の双方が記載された情報となっている。設計図書には建設廃棄物受入れ施設名と料金が記載されており、両方を開示すると施設を特定した単価情報を開示することとなるため、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

設計書で用いる単価は、個別特定の商品名や会社名は記載せず、一般的な名称を記載しており、建設廃棄物受入れ施設については、処理料金や現場からの運搬料金等を合わせ一番安価な施設を計上して積算しているが、実際に工事請負業者がどの施設を選定するのかは、事業者の任意に委ねられており、仕様書に施設名を明記すると指示事項となってしまうため、名称は入れてはいない。

また、三重県は設計単価の設定の際、情報を開示することについて事業者の確認を得ているが、事業者が開示の許可を出したのはあくまで三重県に対してであり、津市はその単価を参考に行っている立場であることからすると、事業者の事業活動において不利益を与えかねない情報については、開示することはできないとするとのことである。

(3) 当審査会の判断

当審査会は、本件公文書の見分を行った上で、本件処分の妥当性について検討した。

本件公文書において、建設廃棄物受入れ施設名は三重県が制定している設計単価表を利用した際、県が管理しているコード番号を打ち込むことにより、自動的に施設名、料金が記載されるシステムとなっている。

津市においては、設計段階においては建設廃棄物受入れ料金の項目があり、一番安価な価格設定の施設名が記載されているが、あくまで設計段階の参考であることから、実際に請け負った事業者がどの施設をいくらの料

金設定で使用するかは、津市では関与しておらず、それは企業間の取引関係情報となる。

また、設計単価表を制定している三重県においては、事業者の確認の上で開示されている情報であるが、津市はその資料を参考として使用していることから、情報の開示については、事業者から承諾を得ておらず、また承諾を得る立場でもないと言える。同じ公共工事であっても、事業者が三重県と津市を同じ単価で請け負うかどうかは事業者の判断となり、建設廃棄物受入れ施設名の開示は、事業者にとって競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

したがって、上記を踏まえると、当該公文書において不開示部分とした建設廃棄物受入れ施設名は、条例第7条第3号に該当すると言える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 2月16日	諮問書の受付
平成27年 5月14日	諮問案件の審議並びに異議申立人及び実施機関からの口頭意見陳述
平成27年 8月26日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	山 川 久仁子